

平成 2 0 年 5 月 2 2 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 0 年第 1 0 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第10回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年5月22日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時16分
休憩 午後 1時46分～1時47分
休憩 午後 2時22分～2時23分
休憩 午後 2時52分～2時53分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古 木 光 義 牧 野 征 夫
中 村 祐 治 宮 田 由 香
大 澤 祥 一

署名委員 宮 田 由 香

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	小林 健司	学務課長	岡部 利和
指導課長	樋口 豊隆	統括指導主事	堀田 直樹
指導主事	中嶋 富美代	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行	体育課長	伊東 幸吉
図書館長	清水 啓文		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 9 号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 2 0 号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第 2 1 号 立川市体育指導委員の委嘱について

2 協議

- (1) 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 2 条第 3 号の取り扱いについて
(案)
- (2) 「図書館の見直し方針」について

3 報告

- (1) 校長研修会について
- (2) 学校図書館支援指導員事業について
- (3) 特別支援教育支援員事業について
- (4) 新学校給食共同調理場の整備について
- (5) 多摩川浸食対策事業に伴う多摩川緑地野球場に対する影響について
- (6) 見影橋公園ミニ・スポーツ施設について

4 その他

平成20年第10回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年5月22日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第20号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (3) 議案第21号 立川市体育指導委員の委嘱について

2 協議

- (1) 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第2条第3号の取り扱いについて
(案)
- (2) 「図書館の見直し方針」について

3 報告

- (1) 校長研修会について
- (2) 学校図書館支援指導員事業について
- (3) 特別支援教育支援員事業について
- (4) 新学校給食共同調理場の整備について
- (5) 多摩川浸食対策事業に伴う多摩川緑地野球場に対する影響について
- (6) 見影橋公園ミニ・スポーツ施設について

4 その他

開会の辞

古木委員長 ただいまより平成20年第10回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員には宮田委員、よろしく願いいたします。

議 案

(1) 議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

古木委員長 本日の案件は、議案が3件、協議が2件、報告が6件、その他となっております。

それでは、議事日程に従いまして、初めに議案を審議していただきます。

議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、説明を小林総務課長よりお願いします。

小林総務課長 それでは議案第19号についてご説明させていただきます。

本議案は教育委員会の公印について定めた立川市教育委員会公印規則の第2条別表の第1のうち番号の3、立川市教育委員会印、学校指定通知書用を学校指定通知書用及び社会教育関係団体登録証用と改めるものです。

理由ですが、これまで社会教育関係団体登録要綱第5条に定めております公文書用の公印の規定がございませんでしたので、ここで規則として位置づけを行うものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

古木委員長 質疑に入ります。ご質問のある方はどうぞ挙手をお願いします。

だれもいないですか。こういう規則の改正でいいということですね。

中村委員、宮田委員、ご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

古木委員長 それではお諮りいたします。議案第19号 立川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について承認いただいたものとみなします。

議 案

(2) 議案第20号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

古木委員長 次に、議案第20号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、小林総務課長、説明をお願いいたします。

小林総務課長 それでは、議案第20号についてご説明いたします。

本議案は教育委員会職員の勤務時間の割り振り等を定めております立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程第2条別表のうち、通常の勤務をする職員の休憩時間及び休息時間につきまして、新旧対照表でお示したとおり、休憩及び休息時間を別の時間に取

得する別の職員の区分を追加いたしまして、担当部長が定める旨規定するものでございます。

改正の理由でございますが、学務課学務係におきまして、昼休みに就学相談等で来られる市民への窓口対応につきまして、これまで昼食等で自席にいる職員が対応していたところでございますが、特定の職員に負担がかかるため、ここで制度化いたしまして市民サービスの向上と適正な職員の労働条件を確保するために、ここで議案を提出させていただくものでございます。

なお、具体的な運用でございますが、昼休みの午後0時から午後1時までの窓口対応につきまして、係長を含め係員5人のうち1人が勤務時間として席に残り、その職員は午後1時から2時までの間を昼休みとする。この体制を5人のローテーションで対応することを予定してございます。

なお、施行日につきましては6月1日を予定してございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

古木委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質問ございませんでしょうか。

牧野委員。

牧野委員 休んでいて申しわけありませんでした。また、いろいろとご意見を言わせていただきたいと思います。

まず1つは、不思議だなと思うのは、通常の勤務を要する職員は午前8時30分から午後5時15分ですよね、これはわかる。次もわかる。その次からわからない。学校用務主事と学校給食職員は、この時間は5時になっているのね、最初から。始業が15分なんだけど、最後、5時でしょう、15分上がっていますよね。この関係で下へ下がっているんですね。学校職員の勤務時間との整合性をとりながら、こういうふうな形をとっているんですか。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 各職種の勤務時間につきましては、職員労働組合等との協議も経まして、8時間のうち休息时间及び休憩時間の割り振りを定めてございます。今おっしゃられました例えば用務主事につきましては、朝8時15分から勤務をし、例えば学校の清掃であるとかそういった、要は職種に応じたそれぞれの性格づけで勤務時間を定めております。それで、勤務時間についてはいずれも8時間という形で整理してございます。

以上でございます。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 勤務時間も労働基準法に従いながらやっているということで、特に学校用務主事と学校給食職員というのは、学校の時間の整合性を合わせながら勤務時間の8時間まで働くということの理解でいいのですか。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 ええ、それも1つございますが、実は休息时间につきましては、ここで学

校側につきましては休息時間を設けないという形で今は整備されてきておりまして、この部分で他の市費職員との整合が若干ずれてきておりますので、ここは検討課題ということになると思います。

牧野委員 その辺のところを、現場職務と合わせて、児童・生徒の動き等を見ながら勤務形態を見ていただかないと、学校現場はやや困ってしまうから、お願いします。

古木委員長 ほかにご質問ございませんか。

休息時間の対応等はきちんとすることで、市民向けのサービスができると思います。

特にございませんようでしたら、議案第20号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程については、提案どおり承認してよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

古木委員長 では、提案どおり本件は承認されました。

議 案

(3) 議案第21号 立川市体育指導委員の委嘱について

古木委員長 次に、議案第21号 立川市体育指導委員の委嘱についてでございます。

伊東体育課長、説明をお願いします。

伊東体育課長 議案第21号についてご説明申し上げます。

立川市体育指導委員におきましては、4月に一斉に委嘱の辞令をお出ししたところでございますが、ここでお1人様、都合によりまして職を辞しております。その関係で、立川市富士見町の桑原浩氏に委嘱をするものでございます。

以上でございます。

古木委員長 説明が終わりました。

本件に関してご質問ございますか。

〔「いえ、結構です」との声あり〕

古木委員長 ご質問がないようですので、異議なしと認めます。

よって、議案第21号 立川市体育指導委員の委嘱については提案どおり承認されました。

協 議

(1) 立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第2条第3号の取り扱いについて(案)

古木委員長 次に、協議に入ります。協議は2件でございます。

初めに、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第2条第3号の取り扱いについて(案)を協議いたします。

本件についての説明を、小林総務課長お願いいたします。

小林総務課長 協議(1)、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第2条第3号

の取り扱いについて（案）について説明申し上げます。

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正趣旨を踏まえまして、本年3月21日の定例会におきまして規則の改正を行ったところでございます。その中で、教育長の委任事項から除外するといたしました第2条第3号の「委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」につきまして、その運用についてを、お配りいたしました案のとおり事務局案としてご提案いたしますので、ご協議をお願いいたします。

協議事項の資料のご説明をいたします。

平成20年4月1日より、「委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」につきましては、法の施行を踏まえまして規則改正を行い、教育長の委任事項から除外してございます。

本年3月、改正前までは委員会の職員の人事は課長級以上の職員のみを、委員会の所管に属する学校については校長及び副校長のみを対象として決定してございました。

本市教育委員会には、ご存じのとおり様々な採用形態の職員が勤務してございまして、教員、正規職員、嘱託職員、臨時職員等、都合1,200名以上になるところです。

これら職員の人事は、定期異動、随時の異動、定年・普通退職のほか、産休・病休等の代替としての雇用もございまして、緊急の場合は話があつてから二、三日で雇用を必要とするようなケースもございます。

このようなことから、人事を円滑に行いまして効率的な教育行政を進めるために、人事案件につきましては、以下のとおり運用を行うこととしたいということでございます。

運用の中身でございます。中央の四角の囲み。

1、従来どおり教育委員会へ諮る教職員。管理職職員（市費職員）、それから校長及び副校長。これは従来どおりでございます。

2、教育長による専決をし、教育委員会に報告する教職員。（1）としまして、管理職以外の正規職員等（市費職員）、（2）都費事務職員、それから（3）校長及び副校長以外の教員。この2につきましては、改正後の運用でここで追加するものでございます。

3につきましては、臨時職員及び嘱託職員でございますが、こちらにつきましては、臨時職員は半年以内の期限を定めた雇用であり、あくまで臨時雇用であること、それから嘱託職員の雇用は1年ごとであり、地公法の適用除外で非常勤の特別職という扱いですので、3につきましては教育長の裁量で雇用を進めさせていただきたいと考えております。

以上、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第2条第3号の取り扱いについて、事務局案についての内容でございます。ご協議よろしくをお願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。緊急を要する対応は教育長に事務委任されていますし、統括指導主事のように市費の職員も発生しております。

ご質問ございますか。はい、中村委員。

中村委員 主幹教員は2の(3)に該当すると思うんですが、一応そういう位置づけですか。質問です。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 それで結構です。

古木委員長 中村委員、よろしいですか。

牧野委員。

牧野委員 今の中村委員の主幹の問題は、職務編成上の問題として文部科学省あたりもきちんと位置づけをし始めましたよね。そういう意味で、今、中村委員の発言のものを生かすとするれば、(3)をつくって生かしていったほうが、よりわかりやすくなるのではないか。校長、副校長、主幹、教諭というふうなものですから、そういう意味では主幹までは管理職ですから、その部分をやっぱり分けたほうがいいと思うんです。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 現段階では、校長及び副校長ということで管理職というものを位置づけて考えたいというふうに考えています。主幹についてはもう少し状況を見て、今後の課題としていきたいというふうに考えております。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 この資料にございますように、1の部分は教員の部分は、「校長及び副校長」という表現でございますので、管理職という表現はしてございません。管理職には主幹は含まれませんので、ご意見の意向をとるということであれば、この表現を「校長及び副校長」、それからそこに「主幹」これを加えると、そういう内容の訂正ということによるしいかと思えます。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 主幹は確かに管理職じゃないけれども、職務命令権限を持っていますから、そういう意味での権限というのは大きいですから、そういう意味での管理職的な任務というのは当然入ってくるわけです。だから、そういう意味で入れたほうがいいかなという。

古木委員長 休憩します。

午後 1時46分休憩

午後 1時47分再開

古木委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

高橋教育部長。

高橋教育部長 今、主幹のお話をいただきましたので、これに主幹を加えて、「校長及び副校長」そして「主幹」、位置づけを教育委員会へお諮りする教職員というふうに入れたいと思えます。「主幹」を入れたいというふうに考えます。

古木委員長 よろしいですか。

牧野委員 はい。もう1つ、それから。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 2番の(2)都費事務職員。今、立川には多分課長職級がないと思うんです。もし、課長クラスの職員が、一般学校に配置された場合、これは果たしてどうなのかなというそんな疑問があるんですけども。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 現段階ではないのと、今後も課長クラスの都費職員というのは現段階では考えにくい状況でありますので、このような表現で書かせていただければというふうに考えております。

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 東京都教育庁からも提案をされて、その後相互協議が進んでいないんですが、東京都の事務職員を市町村に移管をしたいという話がありまして、これは市町村はそれはちょっと困りますよというふうな話をしたところ、将来的には正規職員じゃなくして、東京都の嘱託職員、再雇用嘱託の配置に切りかえていきたいというふうに言っていますので、今後は管理職というようなことはまず考えられないと思いますので、できればこのとおりに置いていただければと思います。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 そういう東京都の意向であるということなら再考していかなきゃいけないですね。我々は東京都の職員に対する人事権は持っていませんので、要求はできても、そこはずらしていけませんから。

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 今の私が申し上げました東京都の提案というのは、結局まだ結論に至っていないというふうなことで、まだどういうふうになるかわかりませんが、また今後、重要なことなんで、もしそういう話がまた正式に出てきましたら教育委員会におかけして、立川市としてどういうふうな判断をするのかというふうなことは協議をいただきたいというふうに思っています。

古木委員長 ありがとうございます。

それでは、協議(1)の討論はこれで終了させていただきます。

協 議

(2)「図書館の見直し方針」について

古木委員長 協議の(2)「図書館の見直し方針」についてに入ります。

担当の清水図書館長より説明をお願いいたします。

清水図書館長 「図書館の見直し方針」につきましては、教育委員会継続協議事項ということでお願いしておりますが、協議の参考といたしまして、この間のパブリックコメント等の状況について中間報告をさせていただきます。口頭で説明させていただきます。

平成20年2月に策定されました「図書館の見直し方針」につきましては、4月25日号の

広報やホームページ、各公共施設においてその内容や全文をお知らせするとともに、6月6日までの期間において市民の皆さんのご意見を募るパブリックコメントを、また、5月10日から5月31日までの間に計9回の地区説明会を開催しております。これらの概要について中間報告をさせていただきます。

まず、パブリックコメントについてですが、昨日5月21日現在、手紙で1件、電話で2件、ファクスで1件の計4件が寄せられております。

中身につきましては、開館時間の延長を求める意見が2件、週1度でも7時閉館の延長が欲しいという意見と、午後9時までお願いしたいという意見がございました。反対に、開館時間の延長は電気料金や環境問題、CO₂の面で見るとマイナスであるという意見もございました。また、土日・祝日についても、5時以降の閉館を求める意見と、中央図書館だけでも休館日なしにしてほしいという意見もございました。

図書館の業務内容につきましては、リサイクル本の提供を求める意見がございましたが、現在でも取り組んでいる事業であり、市からのコメントの際には詳しく説明する必要があると考えております。

今回の指定管理者の導入について直接言及された意見としては、民間委託には賛成であり、経費節約に努めるべきだという意見が1件ございました。

地区説明会についてでございます。5月18日までの計5回で、トータルの参加者が108人、アンケートを63件いただいております。

参加者からの主な意見といたしましては、1件目といたしまして、説明会の位置づけは何か、スケジュール上どの段階なのかを問うもの、あわせて検証後に是非を問うべきだとするもの。

2点目といたしまして、図書館30年間の職員による知識の蓄積によって図書館は成り立つとして、直営の堅持を求めるもの。

3点目といたしまして、職員の配置や勤務形態の工夫など、指定管理者制度導入以前に検討すべきことがあるとするもの。

4点目といたしまして、経費の削減だけでなく、サービスの維持・向上、地域との連帯こそが重要であるとするもの。

5点目といたしまして、市民の意見をもっと聞き、時間をかけて論議すべきだとするものなど、総じて現状維持を訴える意見が多数寄せられました。

また、図書館に限らず市の業務全般を見直し、新たな発想を探求し、民間を含めた新たな活力の導入を目指すべきだとの意見も寄せられました。

なお、アンケートについては現在集計中でございます。

市といたしましては、現段階はあくまでもより多くの方に方針を説明し、さまざまな意見を集約する場であり、よりよい図書館とともに築き上げるための有意義な説明会としていきたいとしております。

今後、これらパブリックコメントや地区説明会の終了後、これらの意見を踏まえまして、

「見直し方針」に対する事実関係に基づいた文言などの訂正を加え、パブリックコメントに対する市としてのコメントの概要や全文を広報紙面やホームページにおいて報告していく予定でございます。

なお、4月25日に開かれました図書館協議会の報告は前回させていただきましたが、その際に第15期の図書館協議会として、この「図書館の見直し方針」に対する、諮問はしておりませんので答申ではございませんが、提言書をまとめたいというお話がございまして、現在、会長、副会長さんの段階でまとめに入っているところでございます。個々の提言につきましては、まとまり次第、また私のほうから教育委員会に報告させていただきたいと考えています。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

図書館のほうに電話、ファクス等で来ておりますパブリックコメント、それから5月10日より始まりました地区説明会の経過について、その主たる内容についてご報告をいただきました。

館長作成の見直し方針、これはもう2月に我々はちょうだいして、それに基づいて何度も協議してまいりました。専門性を求める。ただし、あくまでも市民サービスというものが先にあって、それを果たすために指定管理者制度を導入するということですので、初めに予算の削減ありきということではなくて、そういう点もやはり市民の皆さんへのご理解を、やっぱり話し合いでご理解をいただいくということが、この説明会の趣旨でございます。

牧野委員。

牧野委員 館長に1つ質問なんですけれども、今の段階はあくまでも市民の方々に立川市がやりたいという指定管理者制度を提案し、市民の皆さんがどういうご意見を持っていらっしゃるか、その集約期間というふうに理解しているんですけど、それでいいですね。

もう一つは、図書館協議会の性格ですが、これは私も図書館協議会の会長やっていたから理解しているつもりですけど、今現在は、審議会というのはあくまでも図書館長の諮問を受けた者に対する意見調整をし、よりよいものを提案するというのが図書館審議会の仕事ですね。

そうすると、先立っての図書館協議会の文書、館長がまとめていただいたんですが、一番気になったのは、立川市がいかにもまだ決定していないにもかかわらず、千代田区や杉並区

千代田区という地域、ご存じのとおりで、今までの図書館管理も含めて、立川市と比べて進捗状況よくなかったんじゃないかと。これは千代田区さんに申しわけない言い方もわかりませんが、間違っていたら謝らないといけないんですけども。それから、杉並区さんはやはり新しいものに挑戦というか、指定管理を早く導入するというところで動いて、2館だけやろうとしている。あそこにある特定業者が、これがいかにも文章を読むと、今後その特定業者に任すような発想に聞こえてくる文章だったものですから、まだそこまではいないんだよということで、そういう理解でいいですね。業者指定は全くないという

ことですよ。

ですから、そここのところを確認しとかなければいけないんですけども、あれを見た方はもしかすると、協議会の方を含めて、立川市はこうなったときにその特定業者に委託するよなそんな感じのイメージを抱かれると困るので、そうじゃないんだよと、あくまでもそういう例があるんだよということを確認する意味で挙がった名称だろうという理解をしているんですけども、そういう理解でいいのかどうか。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 私の先ほどの報告の中でも、今どういう段階かということは、意見を集約する段階にあると、今後それをまたまとめてやっていくという話をさせていただきました。そのとおりだと思います。あとは、中にそういった業者のようなことが読み取れるのであれば、それはそういうことが決定しているわけではございませんので、そこは説明の中にもわかるような形で入れていきたいというふうに思います。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 それに関してそこでやっぱり、今、各市民の団体もしくは市民の方々からいろんなご意見をいただいて、どっちに傾いていくかというのは全くわかりませんが、ただ言えることはやっぱり立川の図書館業務はいかに市民サービス、公共サービスではなくて市民サービスですね、そういうものの向上をいかに図っていくかということが、利便性を含めた、それが第一義であるという理解ですよ。

第二義的には、行政改革という言葉は余り好きじゃないですけども、やっぱり今の日本の、もしくは各地方自治体の財政運営からして、やっぱり何らかの形で民間、半民・半官、もしくはいろんな形の中での営業をやりながら、いかに質を落とさないで行政と民間とのバランスを考えながら市民へのサービスを行っていくかというような考え方が一番主にあるんだということの理解でもいいですよ。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 第一義、第二義の話で言えば、当然そのとおりだというふうに。そういったことをわかっていただかない限りはなかなか前に進まないだろうと、そのように思います。

古木委員長 よろしいですか。

牧野委員 そうしたときに、3つ目はですね、やっぱり市民の方から確かにいろいろな意見が出ると思うんですよ。それは当然のことであってね。いろいろな意見を出していただいて、やっぱり市民の一番いい方向に向かわせるというのが一番我々の大事なところですから、そここのところは重要にさせていただいているかと思うんですけども。ただ、すべてじゃないということですよ。

これから考えて立川が行こうとする方向と、やや方向ずれていく可能性だって出てくるわけですね。例えば、地区全館をやりますよと言いながらも、やっぱり、いやそうじゃなくて、試みとして一、二館をそういう指定管理をやってみた結果、よかったよというならば、これ

を推し進めましょうというような方向にもいけるんじゃないかと思うんですけれども。それから、全くだめだったよと、やっぱり行政は一回やってしまうと後戻りできませんから、慎重の上には慎重なやり方をしていかなければいけない。多分、議会なんかもそうだと思うんですけど、一気に全部やるというんじゃないかと、やっぱり中には、議員さんの中にも、いわゆる全部やらなくたって、徐々にやって、様子見ながら状況を判断していてもいいんじゃないかというご意見もあるんじゃないかと思うんですね。そういったことも全部加味しながら、やっぱりこれから今後の動きを常によく見ながら、決定をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

古木委員長 では、牧野委員のご質問に対して、高橋教育部長。

高橋教育部長 今、館長から説明させていただきましたように、まだ説明会、9カ所のうち5カ所が終わったところでございます。その部分を、本来ですとここに委員さんのご意見を伺うためには、ある一定の資料を提出して求めなければいけなかったんですが、なかなかまとめきれないのと、これから後の4カ所の部分も全部終わった段階で、これからのいろんな意見も集約したものを資料をおつくりしたいというふうに思っています。そうした上で、全体としての意見を伺ってほしいというふうに思っていますので、今の段階ではあくまでも中間報告ということでございますので、これから9カ所すべて終わった段階で、全体の総括的なまとめをつくりますので、それについてご意見いただきたいですし、そうした上で今後の方向性にも触れていただければありがたいというふうに思っています。

今ご意見いただいた慎重にという部分は、多くの方々からもご意見いただいていますので、十分慎重に行けるような方向で行きたいというふうには考えておりますけれども、いずれにしても全体終わった段階でもう一回協議案件としてお載せしたいと思います。今回、協議案件として議題としては出したわけですが、私のほうから正式な資料もお出ししないでご協議願いたいというふうに申し上げたのは、大変申しわけなかったと思います。ちょっと間に合わなかったものですから、このような状況ですが、全体が終わった段階でもう一度、またここに協議案件として載せようと思いますので、そこで総括的にご協議なさって、さらにご指示をご指導いただければありがたいと思います。

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 今、牧野委員が全館じゃなくして部分的にというふうなことも云々でお話しされたんですが、そういうふうなご意見も、これまでの4回の説明会では意見がありました。ただいまの牧野委員はそういうふうなご意見の中での発言は、牧野委員の1つの考え方というふうにもとらえてよろしいでしょうか。

牧野委員 考え方というよりも、これからの21世紀、2050年ぐらいまでの中で図書館がどういう形で育っていくものか想定したときに、それは相当変わってくるだろうと、財政的にもすべて、市民の考え方も変わってくるだろう。そのときに対応できるようなものをつくるとすれば、一気にやっちゃって後で失敗したよじゃなくて、徐々にそういったもの

を織りまぜながらやって、一番いいものを立川市としてつくっていくという方向づけで考えていったほうがいいだろうということでお話をした。

だから、一気にやったって構わない。皆さん反対しても、やるよと言ってそれは構わないんです。だけど、市民の考え方は、一般的には民意はそうじゃないんだよということであれば、やっぱり民意の反映というのも大事ですから、そこもきちんと考えを取り入れながら、やっぱり民意がきちんと成立できるようなそういう図書館の管理指定というものを、これは図書館だけじゃないと思うんですけれども、そういうのが必要だろうなと思うんですね。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 先ほどのご質問の中でちょっと答え切れていない部分がありましたので、補足をさせていただくんですが、図書館協議会の件につきましては、諮問をして答申をするという形ですので、今回の「図書館の見直し方針」については諮問しておりませんので、答申という形ではございませんが、15期の図書館協議会の中では、そうではないけれども非常に重要な問題であるし、図書館の今後のことにかかわることだから、ぜひ意見をまとめさせてほしいという話がありましたので、そこについてはご報告をさせていただきたいと思います。

それから、新しい16期の図書館協議会の中では、指定管理者見直し方針ではなくて、今、挙げてみていただいたみたいなの、管理者の問題も含めてですけれども、今後の図書館がどういう形のサービスを求めている、どういう方向に行ったらいいかというのは、当然諮問をしてご意見をいただければいけないということで、前回のときも話させていただいたんですが、そんな形での図書館協議会の新たなそういった道というんですが、そういうものは、本来の諮問答申という形の中で見つけていきたいというふうに考えています。

古木委員長 ありがとうございます。

中村委員。

中村委員 牧野委員から千代田と杉並の例が出ましたけど、他区市の実態把握というか、それはほかにはなさっているんですかという質問です。

古木委員長 近隣の各市という、23区内じゃなくて。

中村委員 23区も含めて。

古木委員長 各市の、他地区のということで、高橋教育部長。

高橋教育部長 他区市というふうにいいますが、区部では荒川区を除いてほぼ全区で、大体段階的な部分がありますけれども、何らかの形で指定管理の部分に取り組んでいるということがございます。それから、荒川区は市民嘱託方式でやっているような状況があります。

あと、それから市部では府中と稲城で、指定管理者というよりはP F Iの部分での導入を一部していると、こんなような状況でございまして。

実際に私のほうで当たっていると見えますか見ているのは、杉並区阿佐谷、それから千代田などは見てまいりました。それから大田区。大田区は4館ほど見てきたというふうな状況

がございます。

古木委員長 ありがとうございます。中村委員、よろしいですか。

牧野委員。

牧野委員 誤解しているところが起きてくるだろうと思うんですけども、PFIでやった稲城、府中というのは、あれは完全に新しい館をつくって、そこに対してどうするかということ、官民の一体化を図りながらやりましょうとそういう動きでできたところですね、府中市と稲城は。千代田区とか杉並区とは全く違うんです。だから、そのところを混合して考えていってはまずいと思うんです。きちっとそこを整理しながら、立川市もやっぱりPFIでいくとすれば、PFIの公共といった部分は公で受けて、それから人的なサービスや何かを民でやると、そういう分類の仕方をやっていながら、PFIを生かすのがいいんですけど、これは建設の段階から始まっていますから、全然違うんだということを理解しておかないといけないだろうというふうに思います。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 もちろんPFIで入れることの違いと、指定管理者を入れることの違い、その辺のところは踏まえているつもりでございます。多摩地域ではたまたまPFIで導入した館があるという、こういう状況で申し上げたものであります。

牧野委員 そういう理解で押えておかないと、中身がおかしくなっちゃうから。

古木委員長 本日は、5月10日より始まりました地区説明会の5回の経過、それから図書館のほうに届いております市民からのご意見等、パブリックコメントについてご報告いただきました。

以上いいですか。牧野委員。

牧野委員 議事進行で、このまま進めても、この協議というのずっとこれからも継続していくわけだから、ある程度のところできょうはここまでというように押えていただいて、この次は例えば、今行われている審議の民意をこちらにまとめていただいて出していただいて、そこでまた討論するという、協議するという、そういう方法でいったほうがいいんじゃないかと思う。それはいかがでしょうか。

古木委員長 ごもっともでございますので、仰せのとおり、本日の協議はこれで終了いたします。

報 告

(1) 校長研修会について

古木委員長 次に、報告に入ります。

報告の(1)校長研修会について。樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは、お手元の資料でございます校長研修会のご案内をさせていただきますと思います。

5月27日火曜日、9時半から議事堂内会議室で行います。今回の校長研修会でございます、

年3回実施しておりますが、学習指導要領の改訂の告示が3月になされまして、次年度の移行措置等々の、それから来年度に向けての教育課程の編成・実施、そのようなことについて研修を行います。

文部科学省初等中等教育局視学官、宮崎活志先生。平成18年度にもお招きをしておりますけれども、今回改めて宮崎先生にお越しただいて、学んでいこうというふうに考えております。

また、裏面でございますけれども、副校長研修会の第1回目でございますが、同様の内容で6月26日の木曜日、9時半から議事堂内会議室でございます。国立教育政策研究所初等中等教育研究部長でいらっしゃいます工藤文三先生をお招きをいたします。

工藤先生には前年度2月の校長研修会においていただきまして、勉強させていただきました。副校長会のほうから、ぜひ工藤先生をお招きして自分たちも勉強したいというような要望がございまして、快く講師をお引き受けいただきました。

このようなご案内をさせていただきます理由につきましては、ぜひ教育委員の皆様にも都合がつけばご参加をいただき、新学習指導要領への理解を深めたい、そのようなことでご報告をさせていただきます。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんもご都合をつけてぜひ5月27日と6月26日、議事堂下の会議室でございます。よろしく願いいたします。

報 告

(2) 学校図書館支援指導員事業について

古木委員長 次に、報告の(2)学校図書館支援指導員事業について。樋口指導課長。

樋口指導課長 今お話しいただきました(2)、それから報告の(3)につきましては、本来、堀田統括指導主事よりご報告をさせていただくところでございましたけれども、本日、都の関係がございますので、担当指導主事であります中嶋のほうから(2)、(3)をあわせてご報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

古木委員長 では、中嶋指導主事。

中嶋指導主事 それでは、私より、平成20年度より開始いたしました立川市立学校図書館支援指導員事業についてご報告いたします。

本事業は、立川市立小学校に司書の資格を有する方が入って、司書教諭または図書担当教諭の補助として読書指導等の支援の当たることにより、学校の読書活動を推進するとともに、読書環境の整備を図ることを目的としております。

学校図書館支援指導員はすべての小学校に原則として週に2日、1日5時間以内で配置することとし、図書室利用ガイダンスの実施や、図書だよりの作成、教職員への資料提供、調べ学習に関するレファレンス等の学校読書活動の支援等を行います。

また、学校図書館支援指導員の決定につきましては、価格だけではなく、業務の内容を総合的に評価して決定いたします、プロポーザル方式によって選定した業者に委託し、支援員を決定してまいります。

本事業の取り組み状況ですが、5月の校長会、副校長会におきまして、本事業に関する説明を行い、各小学校より提出されました配置計画に基づいて、学校図書館支援員の配置を進めてまいります。

また、学校図書館支援指導員を効果的に活用できるように、教育委員会としても図書担当者の連絡会や、立川市立中央図書館主催の学校図書館研修の実施に向けて、現在取り組みを進めております。今後も子供たちの豊かな心をはぐくむために、関係機関と連携を図りながら、すべての学校における読書活動の充実を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。

質問ございますか。はい、牧野委員。

牧野委員 ずれるんで申しわけない。図書館の支援指導員というのは……先だってこういうのありましたよね、新聞なんかで、学校図書は充実している云々と記事が掲載されて、果たして立川市がどの辺の位置にいるのか、もし現在わかるようでしたら、どれくらいのパーセンテージで学校図書が充実しているんですか。それをちょっと知りたいんですけども、いかがですか。

古木委員長 中嶋指導主事。

中嶋指導主事 すみません、確認をさせていただきたいと思うのですが、充実の視点についてどのような視点での充実かということを教えていただけたらと思います。

古木委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時22分休憩

午後 2時23分再開

古木委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

岡部学務課長。

岡部学務課長 読売新聞の5月16日の記事だと思うんですが、ここでは立川市は入っていません。19年度の数字で集計したものなんですが、立川市の場合は予算措置率は71.0%。62区市町村のうち51番目になります。多摩地区の26市でいきますと19番目ということになります。ただ、これは19年度の数字ですので、20年度はこれから大幅に増額しているところですよ。

以上です。

古木委員長 ただいま、学務課長からのご説明がございましたが、牧野委員。

牧野委員 これは十分考えていただく、今後も、しなければいけないんですけども、また改良するところは改良すべきということは言いたいんですが、学校図書館の方々がこれ

から活躍していただくんですけども、そういったことも含めて今学校を回ってみますと、かなり古い本もあるし、それからどうしても授業で児童・生徒が1冊ずつ持ちたいよという、そういうものも出てきているはずなんです。だから、そういったことを含めて学校図書整備をされる人たちが今後どういう整備をされていくのか、これは非常に興味深いんですけども、それによって児童・生徒の学力や読書力につながってきますから、そういう点でこの質問をしたんです。

古木委員長 中村委員、関連で。

中村委員 先ほど現状までの経過はご説明いただきましたけど、今後いつ配置してどうしていくかということについて、まだ未定の部分がございますと思いますが、大体わかっている範囲で教えていただければと思います。

次に意見ですけど、そういう意味で初めて導入する制度についてはこれからどういうふうに進めていくかという進行計画が非常に重要だと思うんですね、牧野委員からご意見があったとおり。それで、牧野委員との関連からちょっとずれますけど、第8条に書いてあります、特に第1年目は教育部長が別に定めるといふ、このところをうまく明文化その他入るとして、今私にご意見申し上げた進行計画を含めてやっていくことが重要だと思いますので。これは意見です。

質問は、さっきの牧野委員と重なるところで、今後どういうふうに進めていくかということの質問です。

以上です。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 今後でございますけれども、6月中旬ごろから配置ということになります。ですので、最初はやはり研修とかある一定の期間が必要かと思っておりますけれども、事実上学校に配置していくというような状況でございます。

ここにも書いてございますように、1日5時間、週2日と、これを原則として取り組んでいただくつもりでおりますが、今のご指摘のように各学校の進行計画、学校図書館運営プラン、このようなものをつくってほしいということで、私のほうから各学校にはお願いをしたところでございます。今、各学校でどういうふうにしてこの学校図書館支援指導員を活用していくかと、こういう部分で考えておりますので、逆にこうした方々が入ることによって、学校側もかなり、言ってみれば本来ですと学校には学校図書館の司書教諭という者もおるわけですから、それぞれの学校でそれぞれの学校図書館運営を図っていくべきなんです。今後そうしたきちとした考え方を持たないと学校内部では済まない状況になってきていますので、今後さらにボランティアの方々も協力していただいておりますので、うまく連携をとりながらやっていきたいというふうに思っています。

また、図書費の部分も今増額をしたわけですけども、これから私どもも各学校図書館を回ってみますと、非常に厳しいというか寂しい部分もありますので、この辺では今後学校ともよく連携を図りながら、図書の充実に取り組んでいきたいと、このように考えています。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 立川市は、中央図書館のように非常に優秀な司書担当者というのですか、いらっしゃるんですね。今までも司書教諭なんか中央館あたりで結構指導を受けたりされているし、また、各ボランティアとしてやっていらっしゃる方々も中央図書館で結構研修を受けられて各学校に回っているという、そういう実績があるんですね。ですから、非常に立川市の場合は、他市もそうでしょうけれども、大変恵まれている部分がありますから、そういう部分ではそういう力ある方のご指導を受けながら、学校図書というもののあり方を各学校ごとに違ってくると思うんですね。今、ボランティアの方がものすごく立派な、各学校図書を経営されているという学校もありますし、今指導主事が話しましたが、各学校ごとに違っていいと思いますから、子供たちがいかに図書嫌いを読書好きにして読書力をつけていくかという、その部分だけ力を入れていただければありがたいというふうに思います。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 今のご指摘のように、学校と教育委員会の中の指導課、それから図書館長、そして学務課長、こういう面での3者での話し合いも今しておりますので、ご指摘いただいたことなどをそこに生かしていくようにそういうふうにしたいと思っております。

古木委員長 よろしく願います。

ほかによろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

報 告

(3) 特別支援教育支援員事業について

古木委員長 では、報告(3)特別支援教育支援員事業について。樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは、本件につきましても、担当の指導主事よりご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

古木委員長 はい、どうぞ。

では、中嶋指導主事。

中嶋指導主事 それでは、特別支援教育支援員事業についてご説明申し上げます。

お手元の資料でございますが、学校図書館支援指導員のちょうど前につづっておりますので、ご確認くださいませ。

それでは、特別支援教育の取り組みの一環といたしまして、平成20年度より開始いたしました特別支援教育支援員事業についてご報告いたします。

本事業は、通常の学級に在籍する支援や配慮を要する児童・生徒に対して、特別支援教育支援員が担任教諭等の補助として学校生活における支援者となることによって、対象となる児童・生徒に適切な教育を行うとともに、各学校の特別支援教育体制の整備を図ることを目的としております。

特別支援教育支援員の配置につきましては、すべての小・中学校に原則として1名ずつ派遣しまして、月に13日程度、1日6時間の範囲で学校の実態に基づいて配置いたします。

また、特別支援教育支援員につきましては、平成20年2月25日号の「広報たちかわ」において特別支援教育　これは発達障害等ということでございますが　への理解や関心があり、また、小・中学校で通常の学級に在籍する児童・生徒へのニーズに応じた適切な教育的支援ができる方を対象にして募集を行っております。

そして本事業の取組状況についてですが、4月の校長会、副校長会において本事業に関する説明を行いました。そして、各学校から提出されました計画書に基づいて特別支援教育支援員の配置を進めております。

5月15日現在でございますが、小学校では19校、中学校では7校に特別支援教育支援員が配置されておまして、各学校の特別支援教育コーディネーターや担任教諭等との連携を図りながら、個別指導計画などに基づいて児童・生徒への支援を進めております。

また、教育委員会では各学校における特別支援教育支援員の活動の充実に資するために、5月28日に説明会を開催いたしまして、個別の支援のあり方や配慮が必要な児童・生徒の理解に関する説明を実施する予定でございます。

今後も特別支援教育ヘルプデスクの指導員や、指導主事による学校訪問を行ったり、また、特別支援教育コーディネーターの特別支援教育研修というものがございますが、そちらにおける情報交換などを通して各学校の取り組み状況を把握しながら、より効果的な特別支援教育支援員の活用を進めてまいります。

報告は以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

報告は終わりました。本件に関してご質問のある方は挙手をお願いします。

中村委員。

中村委員 6条の(4)と(5)ありますね、これはさっきの図書館支援指導員の第6条には書いていないんですよ、同じことがね。この2つは違いがあるのかということと。

臨時職員の法的根拠というか、守秘義務というかはどの程度まで考えているのかと。特に子供に対して接しますんで、ある程度やっぱり支援員ですけれども責任、特に学校を離れた場合の接触その他ということがありますので、臨時職員の身分範囲というかそれについてです。

古木委員長 ただいま2点について。それでは、樋口指導課長。

樋口指導課長 ちょっと前後いたしますけど、2点目の守秘義務ということにつきましては、この第7条でございますように、個人情報にやはり非常に密接に関係する部分でございますので、これは校長先生方には十分私どものほうからお話しして、面談の際にこの守秘義務については厳守していただくということでお話をさせていただくと。これは立川の場合にはもう本当に多くの地域の方、市民の方が学校に来ていただいておりますので、同様にお話をさせていただきます。今、担当のほうから申し上げましたように、説明会にお

いても同様にお話をさせていただきたいと思います。

また、インターン学生については学生の単位でございますので、これはきちっとした形でもう誓約書も取る、そういうようなことでやっております。

それから、この身分上の違いということでございますけれども、特別支援教育支援の場合には、臨時職員というのは応募していただいて時給でということで、わかりやすく言えばアルバイトということでございますけれども、図書館のほうの支援指導員は、先ほど担当が申し上げましたようにプロポーザル方式で委託ということでございますので、その部分はないという、そういうことでございます。

以上です。

古木委員長 ほかに、ご質問はございますか。

なければ、報告(3)はこれで終了いたします。

報 告

(4) 新学校給食共同調理場の整備について

古木委員長 報告(4)新学校給食共同調理場の整備について。石井学校給食課長、お願いします。

石井学校給食課長 それでは、新学校給食共同調理場の整備につきまして、ご説明をいたします。

資料についての説明の前に、これまでの経緯について簡単にご説明いたします。

新学校給食共同調理場は、現在、栄町6丁目にある第一学校給食共同調理場、及び一番町4丁目でございます第二学校給食共同調理場、その老朽化対策と運営の効率化を図るため、1場に統合した共同調理場を整備するものでございます。

平成17年度、庁内に新学校給食共同調理場建設基本計画策定検討委員会を立ち上げまして、専門アドバイザーの意見を聞きながら検討を進め、平成18年度に新調理場の基本コンセプトの策定等を行いました。

19年度は、この基本コンセプトに基づく新学校給食共同調理場をつくるに当たっては、PFI方式を含むどのような整備方式で実施することが有効であるか、もしPFI方式で実施した場合、従来手法でございます公設公営方式と比べ、財政の削減率、Value for Moneyでございますけど、はどのくらいであるのか、この事業を進めるといたしましたら、民間の参入意欲はどの程度なのか等を調査検討いたしました。その結果をまとめたものがこの報告書となります。

それでは、報告書の内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。本調査書は目的に示したとおり、立川市新学校給食共同調理場を整備するための基本事項の整備、PFI手法の導入可能性など、事業手法を調査検討したものです。

計画地は、市営一番町北住宅3、4号棟跡地であります立川市一番町4丁目62番地の3。

計画地の概要につきましては、表に説明したとおりで、2ページの下図が敷地となります。

3ページをお開きください。提供食数につきましては、基本コンセプトから7,000食といたしまして、この食数から施設規模を算定しております。

3ページの下図にあるとおり、4種類の施設パターンで検討を行った結果、6ページのそこにお示ししました調理関連が3棟、機械室が1棟の計4階建ての案であれば建設が可能であるという結論に至りました。

7ページから12ページにつきましては、整備についての各事業方法の特徴等を挙げまして、13ページでこれを表にいたしまして、14ページに比較しまして、そこで集計しましたとおり各方式を比較検討いたしました結果、PFI方式が適切であり、事業方式はBOT方式、つまり民間事業者が施設を設計建設し、施設完成直後に所有地を行政側に移転し、民間事業者が維持管理運営を行う方式が適切だという結論になりました。

15ページから19ページにつきましては、本事業の事業スキームを検討したものでございまして、20ページの試算表にお示したとおり、本PFI方式での事業の範囲は調査・設計業務、建設業務、運営業務、大規模修繕を除く維持管理業務といたしますが、運営業務のうち献立作成業務、食材調達業務、検収業務につきましては、食の安全の確保のため市の直営業務といたしました。

なお、既存建物の解体につきましては、PFIの事業には含めないものといたしました。

続きまして、21ページをごらんください。PFIの事業形態は、民間事業者が行うサービスに対して地方公共団体がその対価を支払う、いわゆる「サービス購入型」でございまして、事業期間につきましては設計建設が2年、維持管理運営15年の合計17年間といたしました。

22ページから24ページにある項目等につきまして財務シミュレーションを行いまして、従来手法と比べた財政削減率、VFMの算定を行った結果が25ページにございますけど、25ページのとおり、従来方式で行いますと総事業費が92億4,400万円、PFIのBOT方式では80億9,700万円、BOT方式では80億2,100万円となりまして、従来方式に比べましてBOT方式は約15%の財政削減をされることを確認いたしました。

また、PFI方式では定性評価に示した、下に書いてございますけど、こういった効果が期待できるものと考えています。

26ページをお開きください。こちらにつきましては、本事業をPFI方式で実施した場合について、民間事業者の関心度等のアンケート調査を行ったものでございます。(2)の7)、事業への興味についての問いに対しまして、多くの事業者から興味ありとの回答がございました。これによって、良好な競争環境があるということを確認いたしました。

また、8)の敷地に対する意見でございますけれども、これにつきましては課題ありという指摘が多くありました。

28ページをお開きください。ここでは計画地についての考察をまとめたものでございまして、今まで述べた結果を踏まえまして、本計画地におきまして新調理場整備を進めていくことは十分可能であります、幾つかの課題がありますというふうな内容でございます。もし

もこれらの制約がない敷地で建設する場合は、効率面、衛生面、コスト面でより優れた共同調理場の整備が可能となりまして、29ページにお示ししたとおり、総事業費はB T O方式で約12億円安くなるということを確認いたしました。

なお、本計画地と制約のない敷地での整備の比較につきまして、30ページ、31ページにお示ししてございます。

続きまして、32ページから37ページにつきましては、基本事項を整理したものでございまして、32ページにつきましてはこれまでの検討結果の事業スキームをまとめたものでございます。

33ページから36ページにつきましては、リスク分担を考察したものでございまして、リスク分担につきましては、考え方といたしまして、個々のリスクを最も適切に対処できるものが当該リスクの責任を負うといった考え方に基きまして、不適切なリスク分担を定めることで12億円が最大になるということでございます。想定されるリスクにつきましての分担表を35ページ、36ページにお示ししてございます。

37ページにつきましては、施設の基本的な性能等について一覧にしてお示しました。

なお、リスク分担、施設の基本的な性能につきましては、今後さらに精査をしていくものでございます。

続きまして、38ページをお開きください。本事業におけるP F Iとしての適合性、実現性をまとめたものでございまして、これまでの考察を行いまして、本事業はV F Mが十分確認できることと、多くの民間事業者の参入意向があり良好な競争環境にあることが確認できたなどから、P F I事業として進めていくことが十分可能であると判断いたしました。

資料の説明は以上でございますけれども、今後につきましては、この事業化調査の結果を踏まえまして、課題となっております敷地等の検討を続けるとともに、P F I手法を前提とした整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

古木委員長 説明が終わりました。ありがとうございました。

ご質問を承ります。牧野委員。

牧野委員 これだけの大きな事業で、今までも民間でもいろんな話し合いとか協議してきましたよね。ある一定の水準に達してこういう報告が出ているわけですよね。今回の場合についてもいろんなメリット、デメリットがあるわけですから、これを報告としてくるのがやや疑問に感じます。やっぱりこれは協議すべき事項だろう。協議した上で、いや、こういうリスクはあっても、やっぱりこの地に、土地しかないわけだから、こういしましょうとか、そういう部分でいかないといけないんで、この報告というのは協議事項の1つじゃないかなと思うんですけども、その辺は委員の人はどう考えていらっしゃるか、私もわかりませんけれども。

大変大事な施設ですから、もうちょっとP F Iがいいのかどうかという協議も含め、それから土地の問題も非常に大きな問題ですので、将来つくり終わってから、あそこは失敗した

よなというのでは困るので、やっぱりそのところを丁寧にやるためにはもうちょっと協議したほうがいいのかという気がする。ほかの委員の人たちはどう思われたのか、私はそう思う。

ですから、きょうはいただいたのは報告として受けとめて、やっぱり再度検討をしていくということで、いい面はたくさんあるわけですよ。それから、逆にデメリットもあるわけですから、でも、やっぱり70%来たからはいいいわけですよ。それは描けたというんですけれども。あとの30%のやっぱりクリアを、少しでもしなければいけない。そういう考え方の上に立っていくと、これをもうちょっと協議したほうがいいのかという気がするんですけれども、宮田委員、中村委員は、教育委員長はどう考えますか。

古木委員長 何かご意見ありますか。

私は昨年の6月14日の会議のときに報告として資料をいただいて、今後のスケジュールを伺って、その一覧表もちょうだいしてきょう持ってきております。最終選考結果は7月13日、平成19年ですけど、検討委員会を、4回の選定委員会を経て最終選考結果通知なんていうのが最後のほうに予定表に載っておりますけど、その後の経過についてちょっとお伺いしてよろしいですか。

学校給食課長。

石井学校給食課長 これにつきましては、今、ご説明いただいたとおり、最初、年度の初めだったと思います、そういったことでこういった事業につきまして事業者を選定するというご報告をさせていただいたと思います。その後、こちらにつきましては12月に中間報告という形で、そのときの状況についてもご説明をさせていただいていると思います。同時に、文教委員会のほうでも中間報告という形ではご報告をさせていただいています。こちらに、その後の最終報告という形で今回ご説明をさせていただいたこととございます。ここでPFIが決定したという話ではなくて、そちらに向けた形で、要するにこういった効果があるということなんで、PFI事業を前提とした整備の検討にこれから入っていきますということとございますので、重要な課題につきましてはその都度報告をさせていただきたいと私のほうでは思っております。

以上です。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 私どもこれが報告書として検討委員会ですと検討してまいりまして、中間報告もしたわけですが、ここで報告書としてまとめましたので、また同時にこの来月の13日の文教委員会にご報告させていただこうと思っております。ですので、これからまた協議する時間は十分ございますので、もし協議していただけるということであれば、当然のことながら、6月のこの教育委員会、あるいは来月7月でもいいですが、協議案件としてお載せさせていただきます。確かに今お配りして報告して説明しただけですから、いろいろ感じることや、あるいはご意見もあろうかと思っておりますので、一回協議案件としてこの報告書としてこれはまとめましたので、そして同時に今回、この北住宅で新たな調理場を

つくったときに、いろいろな手法でもってPFIでした場合に、VFM、経済効果は大いに出るというような調査結果でございますので、これからこれについてまた課題点を整理していく予定でございますので、その部分では私どもとしても教育委員の皆様方のご意見をいただきたいと思っておりますから、いずれかの機会に、来月は議会中ですのでちょっとあれですが、次回、また考えていきたいというふうに思います。

古木委員長 暫時休憩します。

午後 2時52分休憩

午後 2時53分再開

古木委員長 休憩を解きます。会議を再開いたします。

高橋教育部長。

高橋教育部長 今、この教育委員会の報告案件についてご協議いただくということでご意見ございまして、6月12日、いわゆる次回の教育委員会でご意見を承りたいというふうに思っておりますので、きょうはご報告ということでお願いしたいと思います。

古木委員長 委員の皆さん、そういうことで6月12日、第11回の定例会の協議事項として提案させていただきます。

報 告

(5) 多摩川浸食対策事業に伴う多摩川緑地野球場に対する影響について

古木委員長 次に、報告の(5)多摩川浸食対策事業に伴う多摩川緑地野球場に対する影響について。伊東体育課長、お願いいたします。

伊東体育課長 それでは、多摩川浸食対策事業に伴う多摩川緑地野球場に対する影響について、ご報告申し上げます。

国土交通省京浜河川事務所による多摩川堤防多摩川浸食対策事業につきましては、平成13年に策定した多摩川水系河川整備計画に基づき実施する対策事業で、中央線上流と下流地区で堤防築造の護岸工事が行われると市に説明があったものでございます。

工事期間につきましては、平成20年10月から平成21年3月末と聞いているものでございます。

当該工事による影響につきましては、多摩川緑地野球場に設置してありますA、B、C、Dのグラウンドのうち、B、Cグラウンドにつきましては、工事期間中使用が困難となる状況となっております。

市といたしましては、利用者や散策する市民に対する安全対策や工期の短縮、及び工期完了時期のおくれのないよう要望を行っているところでございます。

一方、この時期に使用の計画を考えております団体等に対しましては、計画の見直しと同時に代替施設等の調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。現在、市民の皆様には柴崎・泉市民体育館でのポスターの掲示や、市報にて周知を図ってまい

ります。さらに、万が一、工事のおくれに至った場合に備えまして開始準備時間を設けてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

すでに配付済の案件・議事日程ですが、「多摩川浸食対策事業」の浸が、侵（ニンベン）となつてございまして、浸（サンズイ）へ変更させていただきますので、おわび申し上げて訂正させていただきます。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

昨年9月の台風で球技体育大会のソフトボールの試合ができなくなりまして、大変に皆さんにご迷惑をかけて、市長も、これは随意契約というのはなかなかできないものですから、縛りがあって、それがようやくこのたび工事ができるようになりました。

ご質問ございますか。

〔「ないです」との声あり〕

報 告

（6）見影橋公園ミニ・スポーツ施設について

古木委員長 では、同じく体育課長にかかわる報告（6）見影橋公園ミニ・スポーツ施設について。伊東体育課長、お願いします。

伊東体育課長 見影橋公園ミニ・スポーツ施設について、ご報告申し上げます。

平成20年4月より市民のスポーツに対するニーズの多様化や、年齢層の拡大などから、気軽に楽しめるニュースポーツ施設として、見影橋公園野球場の東側にスリー・オン・スリーのボードとフットサルのボードを設置し、市民の皆様が自由にご利用いただけるよう整備し、提供しているところでございます。

利用につきましては、4月から10月末までが朝9時から夕方の5時まで、11月から3月末までは朝10時から夕方4時までの利用としてございます。

この施設につきましては、市民の皆様と共同で計画した見影橋プール撤去後の整備の一部でございます。そのため、プール跡地の公園とあわせまして、見影橋公園の整備を行っておりますので、利用者の皆様に対しまして、お互いのルールを守り、公園の周辺にお住まいの方々にご迷惑にならないような管理運営を努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

古木委員長 ありがとうございます。

プールの跡にいろいろと設備ができるということで、大変うれしいことでございます。

ご質問ございませんね。

〔「はい」との声あり〕

その他

古木委員長 では、報告を終わりました、その他に移ります。その他は、2件ございます。牧野委員、1つどうぞ、その他。

牧野委員 児童・生徒の学力の問題ですよ。学力の調査が4月に行われて、毎年行われていくわけですね。国際的にも学力調査が行われながらも、その中で、日本国民だけじゃなくて、世界の教育国の中では一喜一憂をしていくという、そういう状況にありますね。

ところが、日本の場合を考えてみますと、日本の教育の場合には、残念ながら学力的には落ちてきているということよりも、点数的にはもう五、六点の差でそんなにどうこうということじゃないんですけれども、もっと大事なことは学習意欲の問題ですよ。

それから、学習意欲とともにやっぱり、学校現場でどういうふうに授業改善をしていくのかという問題。立川市の場合も、日本的な部分で考えてみますと、大変よくやっているわけなんですけれども、これ以上やるとまた先生方に負担をかけてしまうという思いも含めながらお話しさせていただくんですけれども、やっぱり授業を見せていただく中で、今までの授業と変わらないんだけどなというふうな、やっぱり黒板とチョークで結構なんですけれども、黒板やチョークの中でどうやって児童・生徒に浸透する授業ができているのかどうかという部分、それは浸透というのは、やっぱり小学校、その児童・生徒の学校の実態に即したような具体的な力の入れ方、例えば、読む力が本当はないのならば、読む力をつけるような学力のつけ方をさせるために、全校体制としてそちらに指導を振り向けるとか、それから活用能力がないとすれば、活用能力をいかに高めるかという部分を重点とした、研究テーマはこの間たくさんもらいましたけれども、そういう果たして方向に、立川市の各学校の児童・生徒が落ち込んでいるという言い方は僕はしたくないけれども、やっぱりやや落ちているなと思われる点、こういう面に対する各学校の指導ですね、それから授業改善法、これは3月にもう各学校が教育委員会に対して、今年の教育課程については出しているわけですね。そういう中で果たして、そういった各学校の特色、もしくはこれからもっと高めなきゃいけない部分を挙げながら、どういう改善をしていっているのか。こういったことをぜひ教えていただければと思うんですね。

それから、前にも僕が言ってきたのは、授業を私たち見せていただくから、親御さんたちが見る場合に、わかりやすい授業の見方であると思うんですね。やっぱりこういう観点を今、私たち教員はやり、児童・生徒にこういう定着を図ろうとしている授業をやっていますよというふうな提案ではなくて、役割的なもの、各学級の前にありますけれども、ああいったところに一言ちょっとこう入れていただくことによって、親や地域の方々がそれを見て、こういうA校では欠点を補うためにこういう授業をやっているんだという理解が得やすいだろうと。それから家庭に帰っても、それに対するやっぱり指導、助言というのは、親としてもできるんじゃないかという気がしているんですね。そういう面での改善をどうやっているのか。

今までもこういう話をしてきましたけれども、改善されている部分たくさんあります。これはもう認めます。それはそれとして、さらに今言われているような部分をどうやってこれ

からこうしていくのか。これは非常に大きな問題、これは親の問題が一応大きいんですけども、親がまず考えなきゃいけない問題かもしれませんが、でも、そうは言っても学校教育を我々担当している人間、社会教育を担当している人間としては、やっぱりその差をいかに縮めていくかということを考えなければいけませんから、そういった点で、今こういうことをやっているんだよということは、わかる範囲内で指導課長あたりからご説明をいただければありがたいというふうに思います。

古木委員長 樋口指導課長。

樋口指導課長 牧野委員から貴重な、ご質問をいただいているというふうに認識しております。

まず、学力状況調査でございますけれども、東京都で進めてまいりました学力状況調査、過去3年間、また文部科学省の学力状況調査は昨年から開始されておりますけれども、いずれの状況を見ても基礎的、基本的な学力、そのことについての立川の子供たちの着実な定着状況というのは、経年を見ていっても着実に定着しているということは、数値だけの判断になるかもしれませんが、数字的に見たときに着実に定着している状況にあるということは言えるというふうに思います。だから、今、立川の子供たちがこの数年間の中で非常に学力状況が落ちているという認識、とらえ方ではありません。

ただ、今、委員からご指摘があったように、学習意欲という問題についてはやはりたびたび牧野委員からご質問いただきますけれども、そのとおりだというふうに思います。やっぱり生き方、私も学校を訪問させていただいたときにいつもお話ししますが、地域、保護者の方にもお話ししますが、やはり学習意欲というのはとりわけ中学生は、やっぱり自分の生き方とかどういうふう生きていくのかということに着実に結びついて初めて学習意欲というのは成り立っていくというふうに思います。このようなことが課題としての認識、そう思っているところでございます。

私も時間を見て教員の授業を見て、その後、指導などをして、先立っても中学校のある英語の教員の授業を見てまいりましたけれども、大変わかりやすい授業をやっておりましたけれども、しかしながら、先生自身が授業を楽しんでいないといいますが、いないんじゃないんですかというような話をして、指導の方法が一問一答になっていたりですね、子供たちを十分把握できていないんじゃないかと思われるようなことなどについて、授業の後に話をいたしました。今、先生おっしゃったように、今そういうことをものすごく教員のほうが熱く受けとめるといいますが、あっ、そうですねという、また見に来てくださいというような話。

そういうことを教員自身も望んでいるなということをやっぴり最近実感いたします。今、立川で初任者から4年次まで授業観察の研修をずっと行って、私も去年講師で社会科の教員の指導をしてまいりましたけれども、やっぱり皆指導されることを望んでいる状況にあるということをもっと感じますので、この外部から教員の授業を見ながら指導をしていくという体制を、学校教育サポートセンターなどの充実などでより生かしていきたいと、そういうふ

うに思っています。

それから、学力の状況調査などについては、授業改善プランを作成して各学校はホームページにも公開しておりますし、各保護者にも公開しております。去年も資料で教育委員会にご提出させていただきましたけれども、学校によっては、学校はこういうことに力を入れるので家庭でもこういうことをお願いしたいとか、そういうメッセージを投げかけている学校もございます。まさに、保護者と学校とで協力し合って子供たちの学力、生きる力を身につけさせていこうというような方策は進めているところだと思うんです。

本年度も特に教育委員の学校訪問などにおいて、この授業改善プランが教員の桁で下りてきたときに、どういうふうに自分がそれを受けて具体的な指導法の改善を図っているのか。それから、この授業においてはこういう改善を図っているということを、また改めて校長会を通して授業を見るときには、略案を用意してもらって、授業が見られるような体制、それは教育委員訪問だけではなくて、学校公開のときにもそういうことができるように、見て、何を変えようとしているのか、どういうことに力を入れているのかということを経験者に意識させると同時に、見に来ていただいた方にも理解していただくというのが、そういうような作業も進めていくことが大事じゃないか。そんなふうにして、これからは授業改善の工夫、ひいては子供たちの学力向上ということで取り組んでまいりたいと思いますので、またご指摘をいただきたいと思っております。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 今の方向で頑張っていただければありがたいと思っておりますし、やっぱり学校によってという言い方は語弊がありますから、そういう言い方はしませんけれども、やっぱり教員一人一人の中にはそういうものを受けとめる人と受けとめられない方が、やっぱりどうしても人間ですからいらっしゃるわけですよね。だから、そここのところの掘り起こしというのは、各学校長難しいんですけれども、やっぱり1人でも2人でもそういう掘り起こしをしながら行ってほしい、これは管理職の力になってくると思うんですけれども、そういったことも含めて今後もお願いしたいなというふうに思っています。

余り、でも点数に一喜一憂してほしくないというのはあるんですね。やっぱりその学校の独自性がありますし、子供はそれなりに伸びてきているなんていう、そここのところを一番大事にしてもらえればありがたいなと思っております。

古木委員長 はい、ありがとうございました。

中村委員。

中村委員 今、牧野委員からのその他の1について、今、指導課長からご説明受けました。そのとおりだと思います。特に立川市の場合、29校全部が研究を進めているという、その実績の上に立って次はステップ2に進む必要があると思う。そういう意味で今、牧野委員から貴重なご意見を伺ったと思います。

その補足ですけど、牧野委員からありましたとおり、やっぱりその教員が見ている人に自分の指導意図が見える、見せるということは、改善の意見を言うという点でもものすごく大事

だと思います。これも私幾つかかかわった中で、これをやることによって授業改善が著しく進歩したということがありますので、ぜひ、さっき牧野委員から出た意見、その指導意図が見える、あるいは改善意図が見えるという、参観者、保護者も含めてですね、これは非常に重要だと思います。

それからもう一つは、さっき黒板とチョークでもいいという話ありましたが、習得と活用の学習特性の理解というのは、まだやっぱり教員できていないと思います。やっぱり従来の知識の注入、教え込み、もちろんこれも習得の段階では大事ですけど、その学習特性をよく理解した上で学習特性に応じて働きかけを変えていかなければいけないと。言葉遣い、黒板にしてもですね。そういう勉強をしていくのがステップ2、全校が研究を取り組んだ次の段階だと思いますので、早急にということじゃなくて、これは地道な努力で大変だと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいという追加の意見でございます。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 続きまして、今のことで。保護者の学校参画が進んだことや、また週5日制ということで、以前の学校の教育と家庭との連携という形はやや変わってきたかなと思います。そういった中で、今までは保護者は授業の協力とか補助とか支援という形で進められてきたと思いますが、これからは保護者会の立て方、作り方も含め、親が学校教育のかかわり方としてああしろこうしろということよりは、一緒に参加していくという方向で考えるとやはりその指導意図が見える、わかるということがとても重要だなと思います。

そのためには、その指導意図が今までのような紙ベースの整理された形というよりは、もう少しこなれた形で、この授業を受けて、家庭としてどういう学びの場を親子でつくっていくか、ということに行き着くような指導意図のシートが授業参観のときにあることのほうがいいかなと。そういうことで、「先生、うちの子はこういう授業だとちょっとわかりにくいんだけど、家でうちの子にはどういうことを教えたらいいんでしょうか」というような質問も、3者面談や保護者会などで出来るのではないかな。そういった協力関係でもいいのではないかなというふうに感じます。

また、先生方も指導方法については、こんな授業、指導をしてほしいという保護者からの要望も聞き、双方で教育環境をつくっていくことが今後は可能なのかなとちょっと感じました。

古木委員長 樋口指導課長。

樋口指導課長 今、宮田委員のご意見をお聞きしていて、自分が取り組んできたことで、また学校にも広めていこうかなというふうに思っているんですけども、それは私も授業参観をするときに、略案を用意して、教科書を用意して、それから授業で使うワークシートも用意して、もう授業参観のねらいは、見てくださる保護者じゃなくて、保護者の方が生徒と一緒に勉強しましょうというふうにもお願ひをしていました。そうすると、今のお話で、その後の参観、保護者会のときに、きょうの授業、一緒に勉強してどうでしたかと。そうすると、我が子がどうだったというよりも、あのときに先生があのお話です

ごく大事で、私はこう思ったんだけど、子供たちは見逃していましたねとかそういう視点での話に入っていけるんで、そうすると、家庭でどういうことを考えていけばいいかという具体的な提案も保護者会の中で出てくるんですよ。

また、今、委員からご指摘されたようなことを、ちょっと私自身もアイデアとしてこれから夏に向けて夏期のいろいろな研修もごさいますので、お話をまたさせていただきたい。そういう流れの中で、学校訪問の中で今、教員たちが指導案を用意しているというのも、一步前進という部分があるかと思えます。

ありがとうございました。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 それにつけ加えさせていただきたいのですが、やはり自分たちの教育の中では評価ですとか比較ですとかそういったことで成り立ってきたように思います。自分の子供にも比較という目線はぬぐえない部分があるので、そうではなくて、今のような形で充実していくと、保護者会または面談での先生との会話ももっと子供にとってよりよい方法が見つけられるかなというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

古木委員長 よろしく願いいたします。

その他、ほかにございますか。

閉会の辞

古木委員長 ないようでしたら、本日の案件すべて終了いたしました。

次回は、6月12日木曜日、第11回定例会を当会議室にて開催いたしますので、予定をお願いいたします。

以上で、本日の定例会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時16分閉会

署名委員

.....

委員長